# 春日部消防ビル全体についての消防計画

#### ○○○○年○月○日作成

#### 第1 月 的

この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、<u>春日部消防ビル</u>の全体についての防火管理に必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害(以下「火災等」という。)の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

#### 第2 適用範囲

この計画に定めた事項については、<u>春日部消防ビル</u>に勤務し、又は出入りする全ての者に適用する。

## 第3 管理権原者の範囲等

各管理権原者の当該範囲は、別記「防火対象物の管理権原の範囲」のとおりとする。

# 第4 全体についての防火管理業務の一部委託について〔該当・非該当〕

(1) 委託者からの指揮命令

委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者又は統括防火管理者の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(2) 委託者への報告

受託者は、受託した全体についての防火管理業務について、定期に統括防火管理者に報告する。

(3) 全体についての防火管理業務の委託状況 別表「統括防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

## 第5 管理権原者の責務

各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、 次の事項について責務を有する。

- (1) 統括防火管理者の選任(解任)に関すること。
- (2) 統括防火管理者に行わせる建物全体についての消防計画の作成、その他建物全体についての防火管理業務に関すること。
- (3) 統括防火管理者を選任(解任) した場合の消防機関への届出に関すること。
- (4) 建物全体の安全性の確保に関すること。
- (5) 建物全体についての防火管理業務の実施体制に関すること。

### 第6 統括防火管理者の権限と責務

- 1 統括防火管理者は次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、建物全体についての防火管理上必要な業務を統括する。
  - (1) 建物全体についての消防計画の作成、変更及び届出に関すること。
  - (2) 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
  - (3) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難上必要な施設の維持管理に 関すること。
  - (4) 各事業所等の防火管理者に対する指導、指示及び必要な報告に関すること。
  - (5) 火災等の発生時に消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。
  - (6) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。
- 2 統括防火管理者は、防火管理者に対し、火災予防上必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 統括防火管理者は、作成又は変更した当該計画の内容を各事業所等に周知する。

## 第7 各事業所等の防火管理者の責務

- 1 各事業所等の防火管理者は、統括防火管理者の指導、指示を尊守するとともに、防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければならない。
- 2 各事業所等の防火管理者は、統括防火管理者が作成する全体についての消防計画に適合するよう、各事業所等の消防計画を作成し、防火管理業務を行わなければならない。
- 3 各事業所等の防火管理者は、相互に連絡を保ち、協力して防火管理業務を行わなければ ならない。

### 第8 点検・検査

各種点検及び検査は、次のとおりとする。

- (1) 防火対象物定期点検〔<mark>該当</mark>・非該当〕 防火対象物の法定点検は、共有部分は<u>所有者</u>が行い、各事業所等の占有部分については各事業所等の管理権原者が行う。
- (2) 消防用設備等の法定点検
  - ア 消防用設備等の法定点検は、<u>所有者</u>が行い、<u>O</u>月と<u>O</u>月の年に2回実施し、総合点検の点検結果を<u>1</u>年に1回報告する。

※特定用途防火対象物は1年、非特定防火対象物は3年に1回の報告です。

- イ 各事業所等の占有部分に設置されている消防用設備等の自主検査については、各事業所等の消防計画に定めるものとする。
- ウ 各事業所等の占有部分の防火・避難施設については、各事業所等の消防計画に定めて行う。
- (3) 建物、火気を使用する設備器具、避難施設及び防火設備等の自主検査 ア 建物、火気を使用する設備器具、避難施設及び防火設備等の自主検査は、共用部分

は<u>所有者</u>の責任により行い、各事業所等の占有部分は、各事業所等の責任により 行う。

イ 自主検査の実施方法及び実施時期については、各事業者の消防計画に基づき実施する。

### 第9 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

各事業所等の管理権原者は、前条で点検した結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

## 第10 不備欠陥箇所の改修

防火対象物、消防用設備等、防火・避難施設等について不備欠陥が又は改修する事項がある場合、各管理権原者の責任の範囲により、統括防火管理者又は、防火管理者が改修計画を策定する。なお、不備欠陥箇所等の改修は、改修計画に基づき各管理権原者の責任の範囲により行う。

### 第11 工事中の安全対策

- 1 統括防火管理者及び防火管理者は、各事業所等が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など、不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、関係法令の適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。
- 2 統括防火管理者は、複数の事業所等にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、 当該工事を行う各事業所等の防火管理者で協議し、必要に応じて工事中の消防計画を届出 させるものとする。

## 第12 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間に火災等が発生した場合は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の とおり対応する。

- (1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関へ通報及び初期消火を行うとともに、在館者等に火災の発生を知らせる。
- (2) 消防隊に対して、火災の発見の状況、延焼状況、逃げ遅れの有無その他必要な情報を提供する。
- (3) 無人となる場合は、<u>警備会社</u>からの通報により、火災発生等の連絡を受けた統括防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

## 第13 放火防止対策

放火防止対策は、各事業所等の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は次の対策を推 進する。

- (1) 建物内外の整理整頓を行う。
- (2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底
- (3) 不審者の監視
- (4) その他必要な事項

### 第14 防火・避難施設等の維持管理及び案内

- 1 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理に関する事項は、各事業所等の消防計画に定めるものとする。
- 2 統括防火管理者は、防火・避難施設上に避難の障害等となる物件を存置している状態を 是正しない防火管理者に対し、当該物件を撤去するよう指示することができる。
- 3 防火管理者は、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

## 第15 危険物品等の管理

原則として、建物内への危険物品等の持ち込みは禁止とする。

### 第16 自衛消防組織

- 1 火災等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、統括防火管理者を自衛消防 隊長とする自衛消防隊を設置する。
- 2 自衛消防隊長は、自衛消防隊が活動を行う場合、指揮命令を行い円滑な自衛消防活動ができるように努める。

### 第17 自衛消防活動

火災等が発生したときの自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

- (1) 火災等が発生した事業所の自衛消防隊を中心に、初動措置を講ずるものとし、その活動方法は各事業所等の消防計画に定めるものとする。
- (2) 火災等が発生した事業所以外の自衛消防隊の活動は、自衛消防隊長の命令により活動を行う。
- (3) 消防隊が到着したときは、自衛消防隊長又は防管理者等が建物の構造、火災の延焼 状況、逃げ遅れの有無等の必要な情報を提供する。

## 第18 教育

- 1 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、 技術を高めるための教育を行う。
- 2 統括防火管理者が実施する教育は、建物全体についての訓練時にあわせて実施する。
- 3 従業員等に対する教育は、各事業所等の消防計画による。

#### 第19 教育内容

統括防火管理者が行う防火管理業務に従事する者に対する防火教育の内容は、次による。

- (1) 本計画の周知徹底
- (2) 各事業所等の権限の範囲とその業務
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防火・防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- (6) その他防火管理上必要な事項

## 第20 自衛消防訓練

- 1 統括防火管理者は、全ての事業所が参加する消火、通報及び避難の自衛消防訓練を実施する。
- 2 統括防火管理者は、前項の訓練に参加しない事業所の防火管理者等に対し、訓練の参加を促すことができる。

## 第21 訓練の内容

自衛消防訓練は、次の要領で実施する。

- (1) 消火、通報及び避難誘導を連携して行う総合訓練は、<u>○</u>月と<u>○</u>月の年<u>○</u>回実施する。
- (2) 統括防火管理者は訓練を実施しようとするとき、あらかじめその旨を消防機関へ通報する。
- (3) 統括防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに実施結果について検討し、以後の訓練に反映させるものとする。

### 付 則

この計画は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。

# 別記

# 防火対象物の管理権原の範囲

所有者 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	所有部分	権原の範囲
株式会社春日部消防ビル 代表取締役 OO OO	全体	共有部分

管理権原者 名称(事業所名)	権原の範囲
株式会社春日部消防ビル 代表取締役 〇〇 〇〇	1階 春日部消防〇〇支社 部分
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇	2階 0000店 部分
株式会社△△△△ 代表取締役 △△△△	3階 △△△△店 部分

防火	対象物	物名称 春日部消防ビル			再受託者の有無	
管理権原者氏名		氏名	00 00 (氏名)		□ なし ☑ 一部あり □ 全部	
統括防火管理者 氏名		理者	00 00 (氏名)			
受託者の氏名及び住所等						
〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕				受託者が再委託する場合は記入		
氏 名(名称) 住 所(所在地) 電 話 番 号 担当事務所(所在地) 電 話 番 号 〔教育担当者職・氏名〕		<ul><li>(所在番</li><li>新く所を番</li><li>番職・</li></ul>	地) 東京都〇区〇〇〇-〇〇-〇 号 TEL 03-〇〇〇-〇〇〇 E地) 〇〇〇〇管理会社 春日部営業所 春日部市〇〇-〇〇-〇 号 TEL 048-〇〇〇-〇〇〇 氏名〕 総務部長(役職) 〇〇 〇〇(氏名)	OOOO警備会社         東京都〇区〇〇〇〇〇〇         TEL 03-000-000         OOOO警備会社 春日部支社         春日部市〇〇-〇〇〇         TEL 048-000-000         OO 00 (氏名)		
	(講習等種別・修了番号)防火管理者 甲種 No.OOOOO (修了番号)(教育計画)O月とO月に実施する。			OO OO O月とO月に実施する。		
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方	範囲	<ul> <li>✓ 火気使用箇所の点検監視業務</li> <li>✓ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理</li> <li>✓ 火災が発生した場合の初動措置</li> <li>✓ 初期消火</li> <li>✓ 通報連絡</li> <li>✓ 避難誘導</li> <li>□その他(</li> <li>✓ 周囲の可燃物の管理</li> <li>✓ その他( 定期的な巡回 )</li> </ul>	☑ 避難□ 同左	E E B B 当消火 ☑ 通報連絡 I誘導 □その他( )	
	式	方法	常 駐 場 所 1階〇〇〇室 常 駐 人 員 委託する防火対象物の区域 委 託 す る 時 間 帯 24時間体制	1階OC 常時1名 全域 8時3C		
	巡 □	範囲	□ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 □ 火災が発生した場合の初動措置 □初期消火 □通報連絡 □その他( ) □ その他( )	□ 同左 □ 同左 □初期 □その	E B消火 □通報連絡 D他( )	
	方式	方法	巡 回 回 数 巡 回 人 員 委託する防火対象物の区域 委 託 す る 時 間 帯			
	遠隔移報方式	範囲	□ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 □ 火災が発生した場合の初動措置 □初期消火 □通報連絡 □その他( ) □ その他( )	□ 同左 □ 同左 □初期 □その □ その	E B消火 □通報連絡 D他( )	
		方法	現場確認要員の待機場所 到 着 所 要 時 間 委託する防火対象物の区域 委 託 す る 時 間 帯			

(備考)「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の口にし印を付すこと。 各事業所等における業務委託については、各事業所等の消防計画で定める。